

高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域生活支援総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域

(補助目的)

第3条 県は、地域と市町村とが一体となって、中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる事業とする。

(1) 生活用水確保支援事業

中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくり（以下「生活用水の確保」という。）に必要なハード事業又はソフト事業

(2) 生活用品確保等支援事業

中山間地域における地域住民の生活を支える生活用品の確保を図るため、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する買い物支援に必要なハード事業又はソフト事業（広域連携事業においては中山間地域を中心に事業展開を行う場合を含む。）

ア 地域内事業

単一市町村内又は隣接する2～3市町村内で完結する事業

イ 広域連携事業

3市町村を超える広域にわたる事業で、県と関係市町村で構成する協議会等で合意形成を行う必要がある事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認めるハード事業又はソフト事業

2 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 第3条に規定する補助目的（以下「補助目的」という。）を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の年度内の完了が困難となった場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。
- (9) 別表第1の事業区分2の事業において、本格的に事業を実施するために車両の購入又は店舗設備を取得した場合にあっては、原則として取得した年度から起算して5年間は、地域の見守り活動等の取組を複合して実施することとし、補助目的に合致した活用を行うこと。
- (10) 別表第1の事業区分2の事業において、配達、宅配（買い物代行を含む。）又は農産物の出荷代行等の事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

（補助事業の重要な変更、中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第3号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金の減額（生活用水確保支援事業のみ変更見込み額が50万円未満の減額を除く。）又は200万円以上の減額の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業実施期間の延長)

第 11 条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であつて、かつ、前条の規定に該当しない場合は、別記第 4 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 12 条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(繰越承認の申請)

第 12 条の 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 5 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 6 号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、市町村等が実施主体で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 7 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 8 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 9 号様式による契約状況総括表を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、第 1 項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第 10 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。

(4) 補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができなくなったとき（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）。

(5) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の交付の決定の取り消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 20 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号、第 13 条第 4 項、第 16 条、第 17 条、第 19 条の規定並びに第 12 条の 2 の規定による繰越承認を受けた場合の第 13 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和 2 年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 23 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 21 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	分類	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担	補助限度額
1 生活用水確保支援事業		ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費	・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）	補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内 （災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内） （注1）	負担を要する（注2）	1事業当たり3,000万円
		イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、滅菌機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）					1事業当たり300万円
		ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）					なし
		エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費	・浄水装置購入費					なし
2 生活用品確保等支援事業	(1) 地域内事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村等	市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。） ・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。） ・その他市町村が認める団体等	2分の1以内 （事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）	負担を要する（注2） （注3） （注4）	1事業当たり2,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費					1事業当たり300万円
		ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） ・店舗設備整備費又は備品購入費					1事業当たり300万円
	(2) 広域連携事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体 ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体等	同左	3分の2以内	負担を要する（注5）	1事業当たり5,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費及び備品購入費	なし				
	3 その他特に知事が必要であると認める事業		地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費		市町村等	市町村等、地域団体、任意団体又は集落	2分の1以内	負担を要する（注6）

- (注)
- 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。
・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
 - 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
 - 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
 - 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
 - 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
 - 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。

別表第2（第7条、第8条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。